

○自動車検査用機械器具の校正に係る国土 交通大臣の定める技術上の基準

(平成7年6月14日
運輸省告示第377号)

[沿革] 平成19年5月国土交通省告示第587号改正

指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）第12条第1項の規定に基づき、自動車検査用機械器具の較正に係る運輸大臣の定める技術上の基準（昭和53年運輸省告示第74号）の全部を次のように改正する。

自動車検査用機械器具の校正に係る国土交通大臣の定める技術上の基準

題名…一部改正〔平成19年5月国土交通省告示587号〕

自動車検査用機械器具の校正に係る国土交通大臣の定める技術上の基準は、次のとおりとする。

自動車検査用機械器具の名称	技 術 上 の 基 準
ホイール・アライメント・テスト	トーイン及びキャンバの測定の際の指示の誤差が最大目盛の15パーセント以下であること。
サイドスリップ・テスト	自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成7年運輸省告示第375号）（以下「告示」という。）第7条の規定を準用する。
ブレーキ・テスト	告示第30条の規定を準用する。
前照灯試験機	告示第14条の規定を準用する。
音量計	告示第19条及び第24条の規定を準用する。
速度計試験機	告示第36条の規定を準用する。
一酸化炭素測定器	告示第52条の規定を準用する。
炭化水素測定器	告示第60条の規定を準用する。
黒煙測定器	告示第44条の規定を準用する。
オパシメータ	告示第44条の8の規定を準用する。

本表…一部改正〔平成19年5月国土交通省告示587号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の道路運送車両法施行規則第67条第6項の規定により型式認定番号標が表示された自動車検査用機械器具及び改正前の指定自動車整備事業規則第2条第2項の規定により地方運輸局長が自動車の検査用として適当であると認定した自動車検査用機械器具の校正の基準については、なお従前の例によることができる。

附 則

(平成19年5月17日国土交通省告示第587号自動車検査用機械器具に係る運輸大臣の定める技術上の基準及び自動車検査用機械器具の校正に係る運輸大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示2条による改正附則抄)

(施行期日)

- 第1条 この告示は、平成19年7月31日から施行する。